

## 個人情報保護委員会（第204回）議事概要

- 1 日時：令和4年3月30日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員  
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官

### 4 議事の概要

#### (1) 議題1：個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について

##### 議題2：令和4年度個人情報保護委員会活動方針（案）について

両議題について、事務局から、資料に基づき説明を行った。

大島委員から「令和2年改正法が全面施行され、令和3年改正法も国や独立行政法人に係る部分が施行されることで、委員会は、民間部門及び公的部門の個人情報保護制度を一元的に所管することとなる。また、監視・監督権限も拡大され、委員会に求められる役割及び責任はますます大きくなる。ここで改めて、組織理念を委員会全体で認識し、活動方針に基づき4月以降しっかり取り組んでいくことで、国民の安心・安全を確保し、委員会に対する信頼の向上を図っていくことが大切である」旨の発言があった。

丹野委員長から「令和4年度はいよいよ改正法の施行となるが、改めて、委員会の任務である、『個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いを確保する』という原点を強く意識することが必要である。そして、組織理念で示したとおり、委員会の一つひとつの活動の積み重ねが、人と社会の信頼の基礎を築くことにつながっていくものとする。令和4年度においても、国民から信頼される委員会を目指し、組織理念と活動方針に沿って、引き続きしっかりと委員会としての責務を果たしてまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、公表することとなった。

#### (2) 議題3：令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案の意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「デジタル社会形成整備法第50条の規定による改正法がこの4月1日から施行されることとなっており、また、同法第51条の規定による改正、すなわち地方公共団体にも適用される改正法の施行まで、あと約1年となった。改正法の目的は、民間部門及び公的部門双方の法律と多くの条例の不統一について、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを設定することである。地方公共団体においては、このような

改正法の目的を踏まえて、施行までに条例の改廃を行っていただくこと、個々の業務における個人情報等の取扱いについて改めて点検していただくことの二つが必要である。委員会としては、本日の政令・規則・ガイドラインについて、地方公共団体に対して丁寧に説明し、個々の照会にもしっかりと対応するとともに、各政策分野を所掌する関係省庁とも連携しながら、来年春の施行に向けた地方公共団体の準備に対して適切な支援を行っていくことが重要である。地方公共団体から積極的に質問が寄せられ、委員会は積極的に情報提供を行うといった意見交換ができる関係を継続していくことが望ましい。個人情報保護法制の一元化を行う大改革となるので、引き続き、法の円滑な施行に向けて、遺漏なく準備を進めてほしい」旨の発言があった。

中村委員から「今回頂いた御意見の中には、地方公共団体における実務に関係するものもあり、これらについては、今後必要に応じて、実務担当者向けに公表する事務対応ガイド等への記載を検討するとのことであった。事務局においては、各地方公共団体からの質問や相談を受ける体制を整えていると聞いているが、質問や相談を受ける過程で、共通的・横断的な事項が見受けられた場合には、事務対応ガイド等の内容を充実させるなど、今後も改正法の施行準備に取り組む自治体を積極的に支援する対応を継続してほしい」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回の意見募集においては、多くの方々から、様々な御意見を頂いた。改めて、幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げます」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めることとなった。

### (3) 議題4：個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「仮名加工情報は、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を加工前の個人情報と同等程度に保つことができる新たな類型として、令和2年改正法において新設された制度であるが、事業者においてはその加工や活用方法について手探りの部分が多いと感じている。本レポートの公表は、事業者には仮名加工情報の適切な活用を促す上でとても有意義であるので、事務局においては、今後その周知に努めていただきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「事業者には是非本レポートを参照いただき、仮名加工情報や匿名加工情報を適切かつ効果的に活用していただきたい。また、事務局においては、仮名加工情報や匿名加工情報の活用状況を継続して把握し、そ

の結果を踏まえてレポートの改訂を行い、内容の更なる充実を図っていた  
だきたい」旨の発言があった。

原案のとおり公表することとなった。

- (4) 議題5：令和4年度の実地調査及び立入検査計画（案）について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「令和4年度からは、改正個人情報保護法に基づき、行政機  
関等に対する実地調査を計画的に行っていくことになる。行政機関等にお  
いては、その透明性や信頼性の確保が特に重要であり、このため、より丁寧  
に個人情報の取扱いの実態を把握し、必要であれば改善を求めていくとい  
った、高度な監視を行う必要がある。これらを実施していくために、これま  
で番号法に基づく立入検査で蓄積してきた検査に関するノウハウを十分に  
いかした実効性の高い調査を実施していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定した。

以上